

機密性○

⑤ 関電が2. 2秒を超えても構わないとする説明を福井県に行った件につき、福井県に説明し、関電に厳重注意を行うこと。

○ 大飯3、4号機の設置許可申請書において、制御棒の挿入時間は2. 2秒以下と記載されており、当該記載事項の範囲において、原子炉施設を設置することについて許可を行っている。

○ 当該挿入時間を変更する場合には、事業者は原子炉等規制法に基づき設置変更許可を受ける必要があり、仮に、当該変更許可を得ずに設置許可申請書の記載から逸脱するような運転を行っても構わないという趣旨で行ったのであれば問題であるが、そのような趣旨ではないと聞いている。